

最高裁秘書第2285号

令和7年7月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年6月30日に答申（令和7年度（最情）答申第19号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第44号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年12月20日（令和6年度（最情）諮詢第44号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（最情）答申第19号）

件名：弁護士任官者について、事件の引継等その他の事情がある場合、個別の希望を踏まえて採用時期等の配慮をしていることが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

弁護士任官者については、事件の引継等その他の事情がある場合、個別の希望を踏まえて、本来の採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしていることが分かる文書（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年10月25日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局総務局第一課長が令和5年6月3日開催の日弁連の弁護士任官20周年シンポジウムにおいて、「事件の引継等その他の事情がある場合には、個別の希望を踏まえて、先ほど述べた採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしてきています。」と説明していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、最高裁判所事務総局総務局第一課長が令和5年6月3日開催の弁連の弁護士任官20周年シンポジウムにおいて、「事件の引継等その他の事情がある場合には、個別の希望を踏まえて、先ほど述べた採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしてきてています。」と説明していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

なお、上記シンポジウムにおける説明は、本件開示申出文書の存在について何ら言及しておらず、本件開示申出文書の存在を裏付けるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、最高裁判所の事務処理上、本件開示申出文書を作成する必要もないことを説明する。仮に本件開示申出に記載されているような配慮がされているとしても、本件開示申出文書を作成する必要があるとはいはず、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。
- 2 苦情申出人は、特定のシンポジウムにおける最高裁判所事務総局総務局第一課長の説明を根拠に本件開示申出文書は存在すると主張するが、当該説明の内

容は、本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえない。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を
保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕